

前年末の12月19日、国税庁より「平成30年分の相続税の申告事績の概要」と「平成30事務年度における相続税の調査等の状況」を公表されましたので、今号においてはその概要を解説します。

基礎控除の減額により、準富裕層が申告の対象となったことで、その層の財産に占める割合の高い現預金の割合が増加したのです。調査でも、現預金の申告漏れ金額が比例して増加しています。

(単位:億円)

1. 相続税の申告事績

(1) 概要と動向

平成30年分における被相続人数(死亡者数)は136万人(29年分134万人)、うち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は11万6千人(29年分11万1千人)と死亡者全体の8.5%が相続税の課税対象となっており、その課税価格の総額は16兆2,360億円(29年分15兆5,884億円)、申告税額の総額は2兆1,087億円(29年分2兆185億円)でした。

全ての数値において前年を上回っており、年々増加の一途辿っています。

年\項目	現預金	土地	家屋	その他	合計
H25年	32.548	52.073	6.494	13.536	125.326
H26年	33.054	51.469	6.732	18.966	124.086
H27年	47.996	59.400	8.343	23.368	156.362
H30年	55.890	60.818	9.147	27.733	173.179

ちなみに実地調査件数12,463件に対して申告漏れ等の非違があった件数は10,684件ですので、非違割合は85.7%、調査に入らねば8割以上は申告漏れ等を指摘されているということになります。追徴税額は708億円(1件当たり568万円)、重加算税の付加件数は1,762件、付加割合は16.5%でした。

なお、近年では納税者の資産運用の国際化に対応し、課税庁租税条約等に基づく情報交換制度などを活用し、海外資産の把握に努めています。

加えて注目すべき点は、無申告事案に対する実地調査件数の増加です。調査による申告漏れ指摘件数は平成26事務年度において661件だったものが平成30事務年度においては1,232件とほぼ倍増となっております。

項目\年分	26年	27年	29年	30年	前年比
被相続人数(人)	127万	129万	134万	136万	1.6%↑
申告書の提出(人)	56万	103万	112万	116万	4.1%↑
課税価格(円)	11.5兆	14.6兆	15.6兆	16.2兆	4.2%↑
申告税額(円)	1.4兆	1.8兆	2兆	2.1兆	4.5%↑
課税割合(%)	4.4	8.0	8.3	8.5	0.2P↑

* 課税割合=相続税申告書提出者数÷死亡者数

やはり、そもそもの被相続人数(死亡者数)が増えていることが最大の要因でしょう。平成20年分に114万人だった被相続人数が、この10年で22万人増え、136万人にまで達しています。

加えて、平成27年以後は法改正による基礎控除の大幅な減額により申告が必要な被相続人の数が一気に増加し、より多くの人々が申告をしなければならなくなりました。

2. 相続税の調査等の状況

(1) 概要

相続税の実地調査は、平成28年に発生した相続(申告から2年ほどで調査が入ることが多いため)を中心に、国税局及び税務署で収集した資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告と想定される事案等について実施されました。

平成30事務年度に行われた実地調査の件数は12,463件で、申告漏れ課税価額は3,538億円(1件当たり2,838万円、29年分3,523億円)で、その内訳は金額が多い順に、現金・預貯金等1,268億円、土地422億円、有価証券388億円となっています。なお、申告された課税価格の金額順だと土地6兆円、現金・預貯金等5兆5千億円、有価証券2兆7千億円の順です。

土地や家屋などの不動産は隠しようがありませんから、申告漏れは少ないのですが、現金・預貯金等は自宅の金庫でタンス預金にしていたり、名義預金になっていたりで、指摘されることが多いようです。また、相続財産の内訳の推移を見ると、平成27年分から現預金の割合が跳ね上がっています。

(2) 税務署はどのようにして税務調査対象を選定するのか?

実地調査の他にも、文書や電話で問い合わせをする、いわゆる「簡易な接触」の件数が増加しています。

相続が発生すると税務署から「相続税についてのお尋ね」が届くことがあります。そもそも税務署には何も届けていないのに、どのようにして相続の発生を把握し、申告要否確認、調査対象の選定を行っているのでしょうか?

まず、個人が死亡した場合、市区町村へ死亡届を提出します。

すると、市区町村は、相続税法第58条に基づき、提出があった翌月末までに税務署へ被相続人の死亡を通知するのです。

遺族が税務署へ何の通知もしていなくても税務署が被相続人の死亡を把握しているのはこのためです。

そして、その中から相続税の申告が必要だと思われる遺族のもとへ、「相続税についてのお尋ね」が送られてくるのです。

では、その選定はどのように行われるのでしょうか?

実は、課税庁側には、国税総合管理(KSK)システムというものがあり、これは全国12の国税局と524の税務署をネットワークで結んだもので、個人の申告・納税の事績や各種情報が集積されており、これらを分析して「お尋ね」や「税務調査」の対象を選定しています。無論、「お尋ね」が来たからといって必ず申告が必要というわけではありません。計算の結果、申告が不要ならその旨を税務署に提出して終わりです。

また、税理士に依頼して申告を行う場合には回答は不要です。

ただし、無視や虚偽の回答はやめておいたほうがいいでしょう。

特に虚偽の回答が仮装・隠蔽があったと認められた場合は40%もの重加算税が課せられますのでご注意ください。